

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監 査 室(契約監視委員会事務局)
電 話 03-3542-2511 (内線2147)

第3回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成23年11月11日(金)に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第3回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成23年11月11日(金) 国立がん研究センター第5会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監 事 ※委員会委員長)
 - 久道 茂(監 事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイステーブルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 斎藤 知二(監査班長 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、経理室長、調達第1班長、調達第2班長、研究費事務班長、契約班長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成23年度に、平成19年度を平成22年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成23年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 第2回契約監視委員会(6月24日)に指示のあった事項について、以下により確認した。

- ・ 随意契約一覧N○1, 3, 4の契約に関する内容精査
→内容精査した所、特に問題は見られなかったが、高額医療機器等の保守契約に関しては、今後の契約について工夫すること。
- ・ 随意契約一覧N○7, 19, 29, 44について、昨年度との金額増減理由
→内容精査した所、特に問題は見られなかったが、資料作成時の誤りがあるので、厳正に確認の上、資料作成を行うこと。
- ・ 複数年契約の実例の提示
→内容精査した所、業務代行保証に関する書面での合意がない為、早急に覚書、変更契約等の文書を交わし、いざという時の代行業者を確保すること。また、何の契約に業務代行保証が必要なのかリストアップし、進捗状況を報告すること。
- ・ 約監視委員会議論の契約審査委員会へのフィードバックの仕組み
→現在、契約審査委員会の内容は契約監視委員会に出ているが、契約監視委員会の審議結果は契約審査委員会へ出ていないので、今後、再度フィードバックすること。

2) 平成23年度における随意契約の妥当性について

- ・ 事前提出資料により、平成23年度随意契約(平成23年6月24日契約監視委員会以降)件数延べ22件について確認した。
- ・ 今回資料より、前年度の同契約との比較資料について、前年度との相違等を「備考覧」に明記した。
- ・ N○1, 2一般消耗品等の汎用品については、他施設での契約価格を調べる等の工夫を続けること。また、6NCでの情報共有を進めること。
- ・ 審議資料に誤りがないよう厳正に確認の上、資料作成すること。

3) 平成23年度における1社応札の妥当性について

- ・ 事前提出資料により、平成23年度1社応札契約(平成23年6月24日契約監視委員会以降)件数延べ49件について確認した。
- ・ メーカーが限定される研究機器等の契約について1社応札となる傾向が強いが、予定価格に達するまで、複数回入札を行うなど、価格低減の努力は行われている。
- ・ 研究費や財政投融资等で購入する高額機器の予定価格の積算に関して、予算等の申請時に取り寄せた参考見積書の額は、業者側が出している価格であるので、そのまま予定価格とはしないこと。また、予定価格の元とする場合でも、業者に類推されないよう工夫すること。

- ・研究費や財政投融資等で高額機器を購入する場合は、実際の予算額が業者側に漏れな
いよう細心の注意を払うよう、今後も続けること。
- ・契約業者に関して、当法人及び所管省庁におけるOBは在籍していない。

4) 平成 23 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・事前提出資料により、第 2 回契約監視委員会以降の契約審査委員会 4 回分の審議リスト延
べ 4 8 件について確認した。
- ・契約審査委員会の審議が活発になってきていることはいい傾向。
- ・審議状況については、特に問題はなかった。

5) その他

契約監視委員会からの依頼事項

- ・患者の食事の提供業務に関して、災害時や食中毒の発生時など、いろいろなケースを
想定し、19階のレストランや契約業者の調理車両の活用、業務代行業者の確定等の
対応策を早急に作成し、リスクを軽減すること。

以 上